



法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所

TEL 050・33383・5563

(第50号)

「調停」について

今回は、裁判所で行われる「調停」という手続きについてお伝えします。

調停は、簡単に言ってしまうと、裁判所で話し合いをして紛争を解決しようという手続きです。裁判官と裁判所が選んだ2名の調停委員が、当事者の話を聴き取って、話し合いを進めていきます。

話し合いの結果、両当事者間での合意ができれば調停成立となり、合意内容を記した調停調書という書面が作成されます。この書面は、訴訟で判決をとったのと同じの効力があるとされていますので、万が一合意内容が守られない場合でも、強制執行が可能な権利については、この書面に基づいて強制執行をかけることができますようになります（当事者のみで作成した書面から直接強制執行をすることはできません）。

話し合いなら当事者だけでもできると思われるかもしれませんが、客観的な目で紛争を見ることのできる

第三者が入ることにより、話し合いがスムーズに進むということも考えられますし、調停が成立すれば、上記のとおり判決と同じ効力を持つ書面を入手できるというメリットもあります。申立費用自体も、訴訟を提起することに比べて安くなっています（弁護士をつけるのであれば、当然弁護士費用が別途必要になります）。

離婚事件など、一定の種類の家事事件については、いきなり訴訟を提起して裁判官の判断を求めることはできず、原則として訴訟の前に調停をしなければなりません。

調停について聞いてみたいなど、
「ご相談のご予約は」

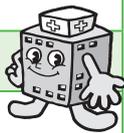
05013338315563まで！
(法テラス江差 弁護士 板垣義一)



道立江差病院だより ☎52-0036

5月の外来診察日程

循環器内科	午前	月曜日から金曜日
	午後	月曜日と金曜日
消化器内科	午前	月曜日から金曜日
	午後	火曜日と水曜日
呼吸器内科	午前	金曜日
	午後	木曜日
外科	午前	月曜日から金曜日
整形外科	午前	月曜日から金曜日
小児科	午前	月曜日から金曜日
泌尿器科	午前	月曜日から金曜日
	午後	水曜日
精神科	午前	月曜日から金曜日
	午後	月曜日
産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前	7日・15日・20日・21日・29日
	午後	9日・28日
眼科	午前	木曜日
	午後	14日・21日・28日
皮膚科	午前	火曜日(6日は休日のため7日に変更)
神経内科		2日・16日・30日



“がん”に負けないためにできること

(消化器内科 伊東医師講座)

最近著名人が“がん”で立て続けに亡くなっていますね。さて、突然ですが、“がん”という病気について皆様はどんな印象をお持ちでしょうか？多くの方が、「自分とは関係ないけど、不治の病といわれるぐらい恐ろしい病気だ」「かかったらおしまいだ」といった印象をお持ちなのではないでしょうか。はたして本当に“がん”は自分とは関係ない病気なのでしょうか？40歳から89歳までの死因の第1位を癌が占めています。いいかえると、“がん”で、死ぬことは決して珍しいことではなく、いつでも自分もしくは自分のまわりに起こりうる事態なのです。日本人の約二人に一人は癌になるといわれており、三人に一人は癌で亡くなるといわれています。高齢化が進む今、“がん”という病気は非常に身近な病気なのです。ですが、決して不治の病ではなくなってきています。早期発見・早期治療が大事となってきます。早期発見に欠かせないのが、がん検診になります。症状の現れる前に早期発見し、治療の成功率をあげることで、癌の死亡率を下げることで、それこそががん検診の目的であり、日本でも無料で受診できる検診はたくさん存在します。しかし、実際受診率は、といえますと受診率は20%程度と低迷し、特に北海道は低くなっています。受診しなければ発見することもできません。機会があればぜひ今年こそ受診をお願いします。

☆看護師通年募集のお知らせ:現場復帰される方、新人の方も個別にしっかりサポートします。通年募集しておりますので気軽にご連絡ください。
(臨時採用は面接のみ) 52-0036(内線202)渡邊

受付 午前8時から11時30分(初診の方は、9時から)
時間 午後1時から2時30分

※診療日は、予定であり変更になる場合もあります。事前に病院に確認の上、受診してください。

